



保護者の
方へ

お子さんの携帯電話 (スマートフォン)

だいじょうぶ？

ケース1 SNSでのトラブル

SNSで知り合った男性とメールを交換するようになり、自分の顔写真を送ってしまった。会いたいと言われて断ると、電子掲示板に誹謗中傷と顔写真を掲載された。

- ☆SNSに個人情報や写真を掲載させない。
- ☆写真等をむやみに送らせない。
- ☆メールアドレスを教えさせない。
- ☆ネットで知り合った人とは、絶対に会わせない。

ケース2 スマホ依存

無料通話アプリを使って友達と連絡をとっていたが、既読無視を指摘されることが怖くてスマホを片時も手放せなくなってしまった。

- ☆友達どうしてメール交換してよい時間帯を決めさせておく。
- ☆家の中でスマホを使用してよい場所を決めておく。

ケース3 課金ゲームのトラブル

携帯型ゲーム機で、オンラインゲームの有料アイテムを購入するため、親のクレジットカードの番号を利用して決済していた。

- ☆課金をするときは、保護者に相談するよう約束しておく。
- ☆ゲーム機の設定で、通信機能を止めておくこともできる。
- ☆クレジットカードの番号等を教えない。

ケース4 不適切な動画の投稿

ショッピングモールで、悪ふざけをしている動画を撮影し、様々な人に見てもらい注目を浴びようと、動画投稿サイトに投稿した。その動画が、不適切な動画として広まってしまい、店舗から賠償請求を受け、学校にも迷惑をかけた。

- ☆悪ふざけのつもりが、犯罪になる場合もあるという認識を持たせる。
- ☆何が不適切なのか子供に理解させる。

ケース5 架空請求のトラブル

興味本位でアダルトサイトのリンクをクリックしたところ、登録完了の画面がひらき3日以内に9万円を振り込めという請求があった。「退会はこちら」に返信したところ更に料金の請求が届くようになった。

- ☆アダルトサイトに限らず不審なサイトについては、フィルタリングや機能制限等で、を閲覧できなくしておく。
- ☆覚えのない請求に対しては、電話や返信をさせない。
- ☆不安なときは必ず保護者に相談させる。



保護者がまず仕組みを知って、家庭での利用のルールづくりを！

スマートフォンも普及し、便利に進化し続けている携帯電話。最近では携帯型の音楽プレーヤーやゲーム機でもインターネットを利用できるようになりました。

お子さんがこれらの携帯型インターネット端末で、何をしているか、誰とつながっているかご存知ですか？

インターネットには、使い方を間違えるとお子さんが犯罪に巻き込まれる危険性が潜んでいます。

困ったことが起きたとき、お子さんを守ることができますか？



考えよう 家族みんなで スマホのルール

私たちは子供たちの情報モラル育成に取り組みます

- チェック→ 使ってよい時間や場所を決める。
 個人情報を出さないことやコミュニケーションの相手を決める。
 困ったときに必ず大人に相談することを約束させる。
 フィルタリングサービスを利用する。

チェックをした日 年 月 日

気をつけよう

◎インターネット4つの誤解

① 知り合いしか見ていないから大丈夫？

自分の投稿を友達にしか教えていなくても、投稿自体は世界中の誰でも見ることができます。自分が友達にだけ見せる設定にしても、その友達が転載すれば、誰からでも見られてしまいます。

② 匿名だから大丈夫？

名前を隠していても、学校名や周辺の写真などの情報を集めて誰かを特定することができます。また、警察が発信記録を調べれば、発信者を特定することができます。

③ 騒ぎになっても削除すれば大丈夫？

ネット上で騒ぎになると、知らない人がその内容を次々とコピーしてしまい、自分ですべてを削除することができなくなります。

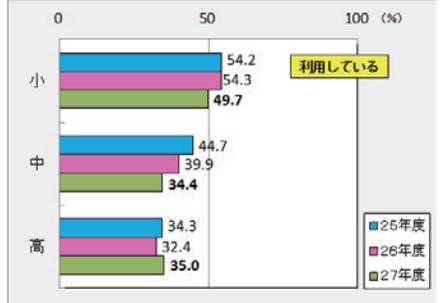
④ ネット上だけの出来事だから大丈夫？

軽はずみな書き込みや写真の投稿から、処罰されたり賠償責任を負わされたりすることがあります。過去の不適切な書き込みが、将来の進学や就職に影響することも考えられます。



埼玉県の条例では、携帯電話事業者にはフィルタリングの説明をする義務やその導入を支援する努力義務が、**保護者にはその説明を聴く努力義務**が定められています。

問 フィルタリングサービスを利用していますか。



平成27年度児童生徒における携帯電話の利用状況等に関する調査（埼玉県）から

相談窓口等

◎ネットいじめやネットトラブルに関する通報窓口

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課

ネットパトロール通報窓口：netpat-saitama@true.ocn.ne.jp

※ いただいた情報は、トラブルを解決するために必要な関係機関等へ情報提供いたします。

※ このアドレスは通報窓口のため、いただいたメールへの返信は基本的にはいたしません。



←こちらから通報できます。

◎少年や保護者等からの非行・家出・いじめ等少年問題に関する相談

埼玉県警察少年サポートセンター（月～土曜日 8:30～17:15、年末年始・祝日を除く）

保護者 ☎048-865-4152 少年 ☎048-861-1152

◎犯罪等各種トラブルに関係する相談

けいさつ総合相談センター（月～金曜日 8:30～17:15）

☎#9110又は、048-822-9110（ダイヤル回線及び一部のIP電話の場合）

※ 土、日、祝日、年末年始は警察本部代表電話（048-832-0110）又は最寄りの警察署へ

◎請求トラブルに関する相談

埼玉県消費生活支援センター（月～金曜日 9:00～16:00 川口は土曜日も相談可）

川口 ☎048-261-0999 川越 ☎049-247-0888

春日部 ☎048-734-0999 熊谷 ☎048-524-0999

消費者ホットライン ☎188（いやや！）※全国共通3桁番号で最寄り消費生活支援センター又は国民生活センターにつながります。



埼玉県のマスコット
コバトン&さいたまっちゃん

「もっと知りたい」に答えます。

「携帯電話・スマートフォン・インターネット対策」情報を提供。

生徒指導課のホームページではネットいじめ、ネットトラブル対策の基本的な事項について情報提供しています。



埼玉県教育局県立学校部生徒指導課

消費生活に関する「メールマガジン」を配信。

悪質商法の被害事例と対策のアドバイス、講座・イベントの御案内など、タイムリーな情報を配信しています。



←PC・スマホ用



携帯サイト用→

埼玉県消費生活支援センター

「子供安全見守り講座」を開いてみませんか。

携帯電話などの危険性と保護者の役割について

時間：1時間程度（御要望に応じます）

対象：小・中学生の保護者、地域の方など

費用：無料

申込：☎048-830-2904



埼玉県県民生活部青少年課